

## 令和3年度「シェアサイクル等を活用した社会実験」仕様書

本社会実験を、大阪市港区役所から事業を受託している「一般社団法人港まちづくり協議会大阪・間口ホールディングス株式会社 共同事業体」（以下「当社」という。）と協働事業者が協働して実施するにあたって必要となる事項を本仕様書で定める。なお、協定書で定めるもののほかはこの仕様書の規定による。

### 1 事業の内容

「本社会実験」の協働事業者募集時に提出された提案書の内容にしたがって、「社会実験」として下記の事項を実施すること

- ・ 多くの利用者が柔軟に利用できる地域的な移動に適した「小型車両」を導入して、実施エリア内における来訪者や居住者の移動のために広く利用される輸送機関として供すること。
- ・ 乗降のための「小型車両」の駐車スペースとなる「サイクルポート」を設置して、「小型車両」を利用して大阪市内（港区、大正区及び浪速区）のエリア内を回遊できる仕組みとする。
- ・ 別に定めるものの他、利用は有償とし、料金を収受して運営に充てることとする。
- ・ 料金の収受、乗降が円滑に行えるようにICT技術等を積極的に活用した運営システムを導入又は活用すること。
- ・ 実施期間内に港区役所からの受託事業として当社が行う「サイクルイベント」に協力すること。
- ・ 本社会実験の期間中の利用状況等を示すデータを港区役所に提供すること。なお、社会実験の期間内においては、協働事業者の合意する範囲内で、資料やデータの全部又は一部を当社に提供して、社会実験の円滑化を図る。

### 2 実施期間

令和3年10月頃（予定）～令和4年3月31日

### 3 実施エリア

大阪市港区、大正区及び浪速区内で、当社が設定するサイクルルートに沿ったエリア  
(別紙1-2のとおり)

### 4 料金、付帯事業、収支

- ・ 鉄道、バスなどの公共交通機関を代替・補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- ・ デポジット料金を徴収する場合、実証実験期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。

- ・ 本社会実験に付帯又は本社会実験から派生する事業を実施する場合は、事前に当社と協議の上、承認を得ること。

## 5 利用方法

- ・ 利用者が任意の「サイクルポート」から「小型車両」の利用を開始し、利用終了時には別の「サイクルポート」への返却が可能なシステムとすること。
- ・ 利用者の個人認証を行うこと。
- ・ ICT技術等を積極的に活用し、区内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。

## 6 サイクルイベントへの協力について

- ・ 当社は、モデルルートを設定して、少人数（5名程度を想定）でのサイクルイベントを月1回程度（年間4回以上）実施するため、これに協力すること。（別途関連イベントを開催して、同イベント箇所をルートに含めることもある）
- ・ 通常「サイクルポート」に配置される車両とは別に参加人数分の車両の提供
- ・ 当該車両については、参加者が無償で使用できること。
- ・ 協働事業者の広報媒体等を活用して、港区役所と当社の行う本社会実験のPRへの協力

## 7 小型車両・サイクルポートの仕様

- ・ 「小型車両」について、電動アシスト自転車又はこれと同等以上の車両を導入すること
- ・ 「小型車両」の一部又は全てについて、通常導入されている電動アシスト自転車ではなく、E-バイク（電動アシストスポーツ自転車）など比較的長距離の移動に適するとともに、先進的な要素のある輸送機関とすること。（但し、公道を走行するにあたって、法的に認められた車両に限る）
- ・ 設置する「サイクルポート」については、導入する「小型車両」の種類にあわせて、車輪を止め装置を設置するなど、周囲の安全に配慮した構造とすること。
- ・ 「小型車両」及び「サイクルポート」の設置個所・設置台数は公募要項に示した考え方にもとづいて、甲乙協議のうえ定める。
- ・ 「小型車両」や「サイクルポート」は、地域景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・ 「サイクルポート」は原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・ 「サイクルポート」の設備は設置撤去が容易なものとし、緊急時には直ちに撤去すること。
- ・ 「サイクルポート」に電源が必要な場合は、事業者の責任で電源を確保すること。
- ・ 「小型車両」及び「サイクルポート」は、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・ 設置する「サイクルポート」内には、利用約款、設置者、連絡先などを明記した案内看板等を設置するものとする。
- ・ 上記案内看板等については、他の「サイクルポート」の所在が分かるリーフレット・地図等を配架すること。なお、本社会実験のため新たに設置する指定箇所等については、当社と協

力して地図等を作成し配架すること。

- ・ 本社会実験に伴い、「サイクルポート」を新たに設置するために、提供する大阪市の公有地や大阪市の要請に基づき他法人が所管する用地（「指定箇所」）については、社会実験終了に伴い「サイクルポート」その他の設備を撤去し、原状回復を行うこと。

## 8 サイクルポートの設置

- ・ 公募要項に記載の「指定箇所」及び同要項（別紙1－2）記載のサイクルルートに沿って、「指定箇所」及び民間用地等を新たに確保して設置する箇所（公募時に提案された箇所についてサイクルポートを設置すること。但し、「指定箇所」については、導入する小型車両の種類、寸法、台数などによっては設置できない場合がある。また、公有財産等を所管する大阪市等の行政機関等と詳細な調整が必要となる場合もあるとともに、調整が不調のなった場合サイクルポートの設置が不可能となることもありえる。
- ・ 協働事業者は、事業運営上、必要に応じて、当社と協議を行い、この協議が整えば、必要となる関係者の了解を得られることを条件として、公有地等に新たな「サイクルポート」の設置、「サイクルポート」の変更等を行うことができる。
- ・ 社会実験期間中に、公益的な事情や安全性等の理由により、設置した「サイクルポート」を撤去する必要がある場合は、当社と協働事業者で協議を行う。また、工事の実施その他の理由により公有財産等を所管する大阪市等の行政機関等から「サイクルポート」を撤去する指導があったときは、当社又は港区役所の指示に従うこと。
- ・ 「サイクルポート」周辺において本社会実験を原因とし、公共施設等の利用者等の第三者への支障が生じた時は、当社又は公有財産等を所管する大阪市等の行政機関等は当該公有財産等の使用の中止を命ずることがある。

## 9 車両数

- ・ 現段階では、必要な小型車両の車両数は確定していないが、「指定箇所」に設置する車両数は、別紙1－1に示す台数をめやすとする。
- ・ なお、本社会実験の詳細を検討する中で、具体的な車両数については、当社と協働事業者が協議のうえ定める。上記台数を上回る台数となる場合には、協働事業者はできる限り協力すること。
- ・ 一部の車両については、イーバイクや小型自動車など先進性のある車両とする必要がある。
- ・ 「サイクルイベント」時には、参加者向けに追加的に車両を無償で提供すること。

## 10 運営方法

- ・ 事業の運営にあたっては、新たに運営組織を設置又は既存の組織を活用して、円滑な運営を心がけること。
- ・ 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等に対応すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- ・ 配置している「小型車両」に偏りが生じた場合は、適切な台数となるよう、「サイクルポー

ト」間で車両の再配置を行うこと。

- ・ 「小型車両」が「サイクルポート」以外の場所に放置された場合は、確認しだい速やかに回収するとともに、本事業と関係ない車両の違法駐車・駐輪が誘発されないよう、十分配慮するとともに、停められている車両については、迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ・ 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。
- ・ 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・ 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- ・ 「小型車両」の防犯・盗難対策を行うこと。
- ・ 「小型車両」の接触による「指定箇所」における公有財産等、及び公有財産等に付属する舗装、設備、備品などの破損等を発生させないよう、十分配慮すること。
- ・ 第三者から本社会事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。

## 11 結果報告

- (1) 協働事業者は、「1 事業の内容」に示す本社会実験の目的を鑑み、実施・利用状況に係るデータを収集し、港区役所に提供すること。
- (2) 利用者の満足度や交通行動の変化等、当社の行うアンケート調査について、可能な範囲内で協力すること。
- (3) 協働事業者は下記報告書を港区役所へ提出すること。

詳細については、別途協議する

報告書	提出時期	内 容
定期報告	毎月初旬	協定書を参照
中間報告	令和3年2月末	協定書を参照
最終報告	終了後30日以内 (別に定めのある 場合を除く)	協定書を参照

## 12 その他

港区役所が、今後、公・民・地域連携によるエリア活性化事業を展開するにあたって、本社会実験後においても、マイクロモビリティを活用していくことも十分想定されるため、本社会実験の成果を踏まえて、同区役所が来年度以降の事業展開を検討するにあたり、協働事業者に対してヒアリング等を実施することも予定しており、その際にはできるだけ協力すること。